

中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金申請要領(令和8年3月31日制定)

物価高騰により経営に大きな影響を受ける事業者の事業を継続するための支援として、事業者が行う省エネ対策の費用を補助します。

補助対象者 (要件全てを満たす者)
(1)市内に本社を置く法人、住所を有する個人又は大野商工会議所の会員
(2)市内に事業所をもつ者 (3)市税等の滞納がない者
(4)同一設備について、国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けていない者

補助事業の内容 大野市内にある、事業所の運営に必要な設備※1(LED照明、高効率空調、業務用給湯器、冷凍冷蔵設備 など)の更新費用の補助

補助対象経費 設備費、設計費および工事費(ただし、消費税、撤去・処分費及び諸経費、交付決定前に着手した事業に係る経費並びに補助対象者自らが販売又は施工する設備については、補助対象経費に含みません)

補助率 補助対象経費の1/2

補助金額 25万円(下限)から100万円(上限)まで ※千円未満切り捨て
※先着順です。予算額に達した場合は受付を早期に終了することがあります

申請期間 令和8年4月15日(水)から令和8年7月31日(金)まで

事業実施期限 交付決定日から令和9年3月1日(月)まで
※交付決定後に着手し、期限までに支払をし、実績報告を提出する期限となります

手続きの方法 申請書等を市役所産業政策課に提出してください

その他



- ・設備の購入先は結のEco協賛店とします
- ・設備導入の効果を市のホームページに公表します
- ・詳細は、大野市産業政策課のホームページに掲載していますのでご確認ください(設備は補助金交付要綱別表を参照)
- ・各種申請様式については、産業政策課のホームページからダウンロードしてください

<https://www.city.ono.fukui.jp/sangyo/sonota/shouene.html>

※1 導入する省エネ設備の性能等を証明する以下のいずれかの資料の添付が必要

(1)国の「令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(設備単位型)」の登録型番の設備を導入する場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)公表の最新の『指定設備』補助対象設備一覧に記載されたホームページを印刷したもののホームページURL <https://sii.or.jp/setsubi07r/search/> (R8.4.6 更新)

(2)業務用エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、照明器具など、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づくトップランナー基準を達成していることがわかる資料

【提出先・問合せ先】 大野市 産業政策課 産業振興グループ 竹田
電話番号 0779-64-4816 メールアドレス sangyo@city.fukui-ono.lg.jp